

令和5年度 第2回子ども子育て会議 意見書

新潟市私立幼稚園・認定こども園協会
会長 齋藤聖治

本書面会議に際して昨今の情勢に鑑み以下の4点につきまして意見及び要望をさせていただきます。

- こども子育て支援新制度 第3期事業計画の作成について
- こども大綱および地方版こども計画の作成について
- 新潟市における3歳以上児の保育・教育施設の認可定員と実員の乖離状況の把握
- 幼児教育センターの設立のお願い

詳細につきまして各資料をご覧ください。
よろしく願いいたします。

○ こども子育て支援新制度 第3期事業計画の作成について

資料1

事業計画作成では、今後5年間の量の見込みを立てなくてはなりません。これまでの待機児童対策のための保育施設増設の考えから、少子化・人口減少で施設の充足率の低下に目を向けた、施設の減少計画を目を向けなくてはイケというベクトルへとおおきく変わっています。保育業界の状況の理解と今後の公立保育園計画のお願いいたします。

○こども大綱および地方版こども計画の作成について

資料2

こども家庭庁よりこども大綱が発表されました。それを基に地方版こども計画を作成していると思います。乳幼児期については「子供の誕生前から幼児期までの子供の育ちの基本的な考え方」にも示されているように「安心と挑戦の循環」が重要になります。安心はアタッチメント（愛着）であり、挑戦は遊びを通しての経験となります。これらを通してバイオサイコソーシャルの観点から乳幼時期からウェルビーイングの育みが大事だとされています。これらの

○新潟市における3歳以上児の保育・教育施設の認可定員と実員の乖離状況の把握

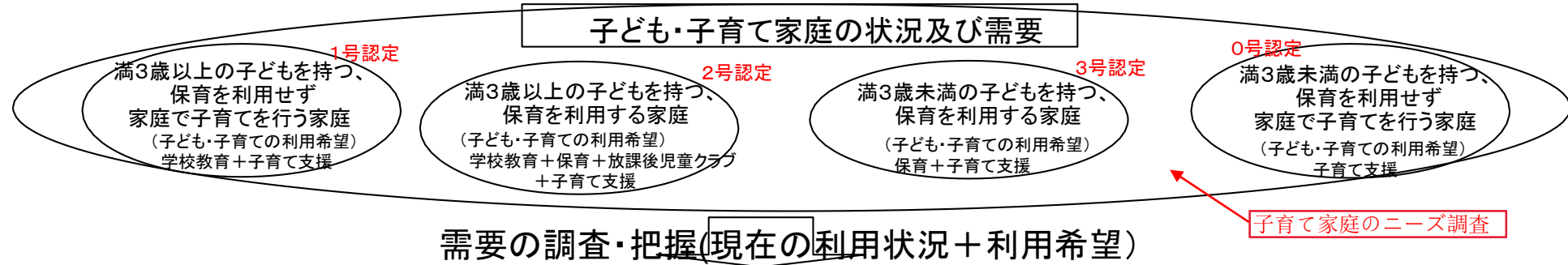
施設が認可を受ける場合、認可定員の設定と利用定員を決めなくてはなりません。提出資料では毎回1号、2号それぞれの利用定員と実定員の乖離が発表されていますが、認可定員は乗っていません。認可定員は本来の新潟市における供給量となりますので、1号2号合わせた認可定員の数並びに実員との乖離を教えてください。

○幼児教育センターの設立のお願い

資料3

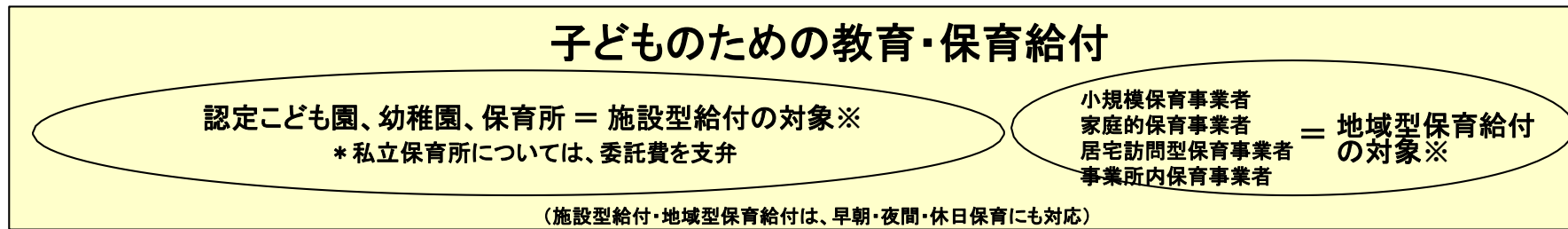
文部科学省では幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質の向上強化事業を行っております。先日行われた政令指定都市代表者協議会において幼児教育課長講演でも幼児教育センターの設置を市に働きかけてほしいと言われております。令和3年度の実績報告では政令市中8都市が設置しております。早急の対応をお願いいたします。また、新潟市においては幼児教育アドバイザーが1名いるという事ですが保育の「質」の向上の為にもご協力をお願いいたします。

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、**5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画**。（新制度の実施主体として、全市町村で作成。）



市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)
 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
 「量の見込み」(現在の利用状況＋利用希望)、「確保方策」(確保の内容＋実施時期)を記載。

計画的な整備



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

〔基礎自治体における子ども政策の課題〕

* 地域特性を十分に把握しているか

- ・子どもに関わる各種データの把握（過去20年から未来20年まで）
- ・少子化に関わる各種データの把握（過去20年から未来20年まで）
- ・地域社会資源の把握

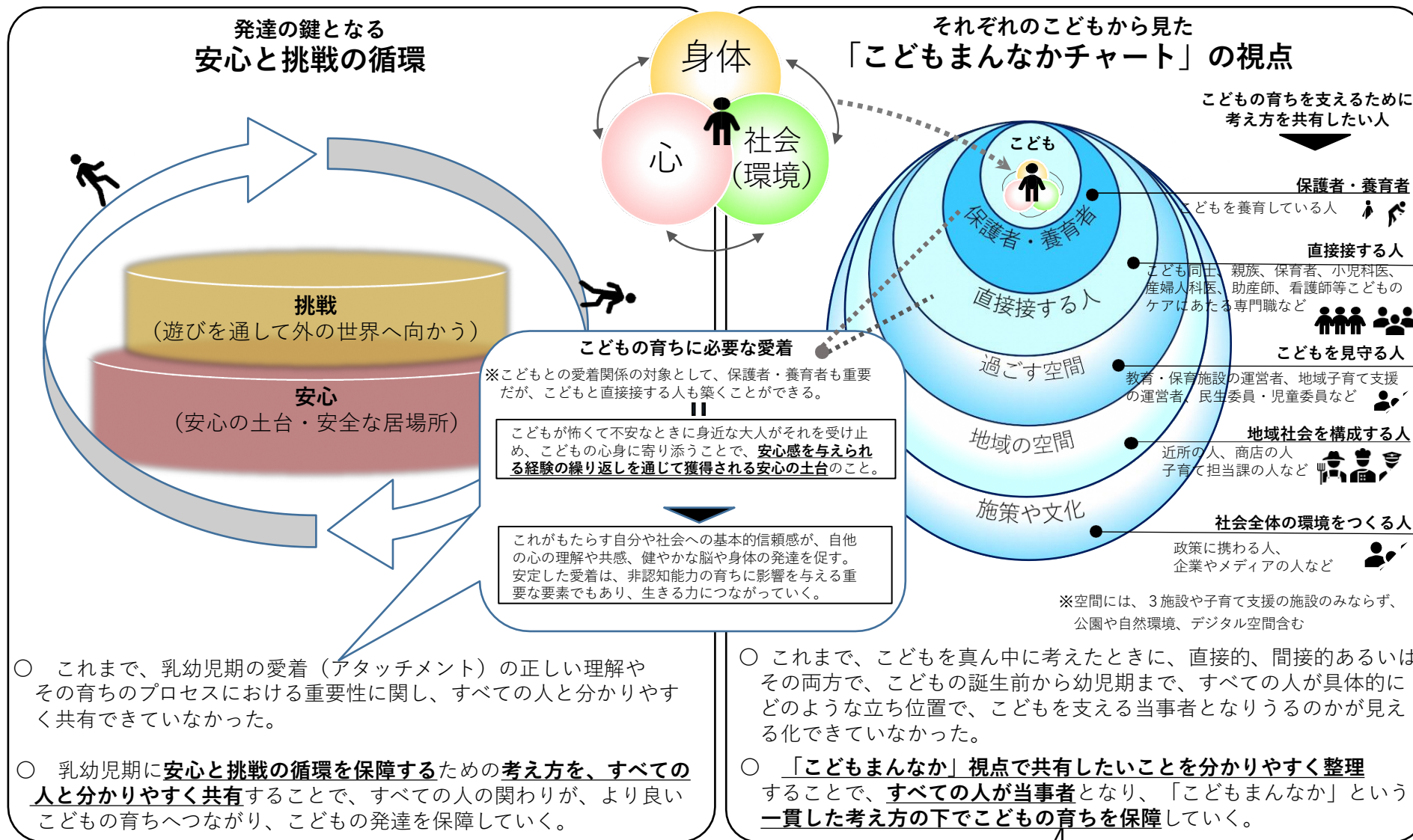
* 新制度の理念を理解して事業計画を策定しているか

- ・すべての子ども・子育て家庭への支援に向けて
 - 「例外のない保育保障」
 - 「切れ目のない支援」
 - 「子ども・子育てにやさしいまちづくり」
 - 「供給主体から需要主体への転換」 ⇒ 子ども・子育て会議の活用

* 地方版子ども・子育て会議を活用しているか

- ・需要側と供給側（ステークホルダー）で構成する会議体の設置
- ・事業計画作成に参画し、進捗状況を毎年度点検・評価

こどもの育ちに係る他の指針等とあいまって、すべてのこどもに、身体、心、社会(環境)のすべての面での育ちを一体として保障するために育ちの時期を問わずすべての人と共有したい基本的な考え方



育ちのビジョンを策定しすべての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング向上にとって最重要

✓ 誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※虐待死の約半数が0歳児/就園状況含め家庭環境に左右されない育ちの充実

✓ 誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒ **社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要**

目的 **すべてのこどもの「誕生前から幼児期まで」の時期から
生涯にわたるウェルビーイングの向上**

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

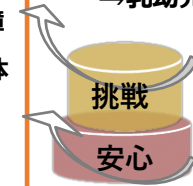
1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒ こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓ 乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓ 生命や生活を保障すること
- ✓ 乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒ 乳幼児の育ちには「アタッチメント」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



アタッチメント（愛着）＜安心＞

不安な時に身近な大人が寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

豊かな遊びと体験＜挑戦＞

多様なこどもやおとな、モノ・自然・場所・絵本など身近なものとの出会いにより、興味関心にあわせた遊びと体験を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒ 育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を作り出す

- ✓ 誕生の準備期から支える
- ✓ 幼児期と学童期以降の接続
- ✓ 学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒ こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓ 支援・応援を受けることを当たり前
- ✓ すべての保護者・養育者とつながること
- ✓ 男女ともに保護者・養育者が共育ち
（養育に必要な脳や心の働きは男女差なく経験で育つ等）

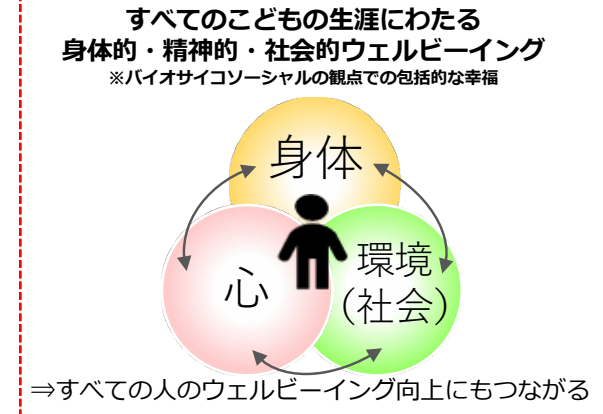
5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒ 社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

✓ “こどもまんなかチャート”の視点

（様々な立場の方がこどもの育ちを応援）

- ✓ こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓ 地域における専門職連携やコーディネーターも重要



【「はじめの100か月」の育ちとは】
『育ちのビジョン』をすべての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続期（いわゆる5歳児～小1）が概ね94～106か月であることに着目した概念

おわりに ～実効性のある育ちのビジョンとするために～
こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
すべての人の具体的行動を促進するための取組も含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

背景・課題

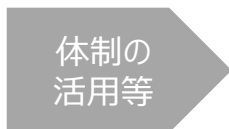
- 複数の施設類型が存在し、私立が多い幼児教育の現場において、公私・施設類型問わず幼児教育の質の向上等の取組を一体的に推進するためには、教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制の充実が必要。
- また、幼児教育施設の教職員が幼児教育の質向上にしっかり向き合えるよう、地域の幼児教育に関する課題に対して的確に対応した保健・福祉等の専門職をはじめとした人的体制の充実を図ることが必要。

事業内容

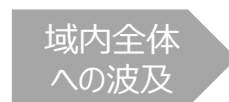
地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、**幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携**等により、地域の課題に的確に対応する自治体における**幼児教育推進体制の充実・活用への支援を強化。**



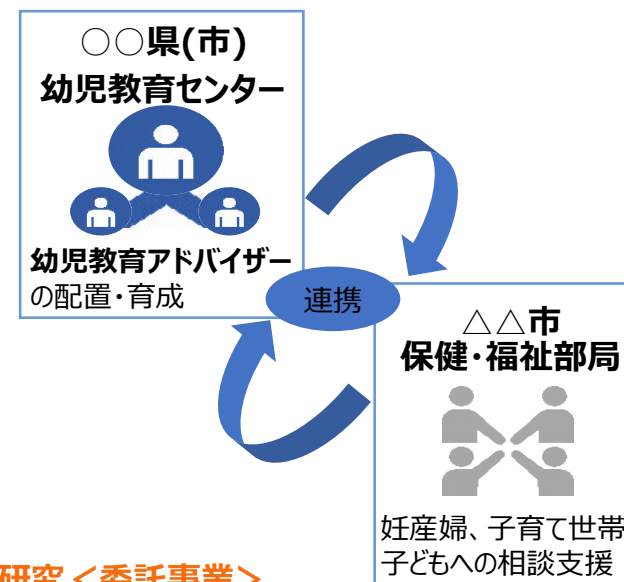
- 幼児教育アドバイザー（幼保小接続アドバイザー含む）の配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成
- 外部専門職や自治体の保健、福祉部局との効果的な連携



- 研修支援・巡回訪問の充実（保健、福祉等の専門職を含む）
- 幼保小接続の推進、接続カリキュラムの作成・活用
- 人材育成方針の更新・活用 等



- 都道府県・市町村の連携を含めた関係者間の情報共有
- 域内全体における幼児教育の質向上を図るための仕組み作り



新規体制整備促進策

・**幼児教育推進体制未実施地域の整備促進策に関する実証研究〈委託事業〉**

<p>補助要件</p>	<p>①幼児教育センターの設置 ②担当部局一元化（PT等での対応可） ③小学校指導担当課との連携体制確保</p>	<p>補助対象 単価・個所数 ・補助率</p>	<p>都道府県、市町村 （補助）7～9百万円程度（1/2）×87団体 （委託）130百万円程度×4団体</p>
<p>対象経費</p>	<p>【補助】・幼児教育アドバイザー配置に必要な経費（人件費等） ・専門職との連携に必要な経費（謝金等） ・研修・巡回訪問等に必要な経費（謝金、旅費等）</p> <p>【委託】・検討会議運営経費（会議費等） ・先進地視察に係る経費（旅費） ・幼児教育アドバイザー試行配置経費（謝金等）</p>		

担当：初等中等教育局幼児教育課

政令市における幼児教育センター・幼児教育アドバイザーの設置状況

資料3-2

	センター設置	アドバイザー配置
札幌市	○	○（常勤10名、非常勤5名）
仙台市	X	○（非常勤5名、委嘱16名）
さいたま市	○	○（非常勤2名、委嘱23名）
千葉市	X	X
横浜市	X	○（常勤12名）
川崎市	○	○（常勤22名）
相模原市	X	○（常勤1名）
新潟市	X	○（常勤1名）
静岡市	X	○（常勤5名）
浜松市	X	○（常勤1名、委嘱2名）
名古屋市	○	○（常勤3名、委嘱10名）
京都市	○	○（常勤2名、非常勤3名）
大阪市	○	○（常勤5名）
堺市	○	○（常勤2名、非常勤3名）
神戸市	X	X
岡山市	X	○（常勤8名、非常勤8名）
広島市	○	○（常勤16名、委嘱29名）
北九州市	X（R5年度より設置）	○（常勤2名）
福岡市	X	○（常勤1名）
熊本市	X	○（常勤2名）
計	政令市 8/20	政令市 18/20

令和3年度幼児教育実態調査より